⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成23年１月11日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）（正午から午後１時までの間を除く。）、随時受け付けるが、当該工事に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数が、1,200点以上であること。

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（付施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成７年度以降に、元請けとして、消防法で規定されている危険物を貯蔵する特定屋外タンク貯蔵所で、地中式又は地上覆土式屋外タンク工事（有効容量1,000ＫＬ以上／１基）の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成７年度以降に、元請けとして、地下又は覆土のタンク工事（貯水、遊水、貯油等を目的とする100㎥以上の有効容量を有するコンクリート構造物であって土工事を伴うもの）の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

イ　建設業法の土木一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、土木一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7　上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

8　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者にあっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、「小松㉒貯蔵施設新設等土木その他工事○○○・○○○・○○○建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

# 招　請

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品等の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 22 年 12 月 14 日

支出負担行為担当官

国税庁長官官房会計課長　上羅　豪

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量

平成23年分確定申告書等作成コーナーの開発（区分１、区分２）一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成23年１月５日17時30分

⑵　提出先　〒100―8978 東京都千代田区霞が関３－１－１入札説明室（Ｂ東84）（郵送の場合は下記５）

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成23年１月５日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成22年12月22日16時00分

⑵　開催場所　中央合同庁舎第四号館共用123会議室

5　問い合わせ先　国税庁長官官房会計課契約第一係　双須　俊也　電話03―3581―4161　内線3659

6　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be required : Development of on-line and off-line service for preparation of final income tax return (①～②) 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 30　5 January 2011.

⑷　Contact point for the notice : Toshiya Souzu Procurement Section, Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency, 1―1 Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8978 Japan. TEL 03―3581―4161 ex. 3659

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので仕様書案に対する意見を招請します。

平成 22 年 12 月 14 日

株式会社かんぽ生命保険

常務執行役　衣川　和秀

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　サブセンタシステムのサーバ等機器の導入及び保守

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成23年１月６日午後３時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒105―0001 東京都港区虎ノ門４－３－20神谷町ＭＴビル10Ｆ　株式会社かんぽ生命保険調達部契約担当　担当　中川　裕二　電話03―5402―9278

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成22年12月14日から平成23年１月５日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。但し、本件にかかる仕様書等については弊社ＨＰにて閲覧・ダウンロードすることができる。また、仕様書案に付帯するその他仕様書類の交付については、機密保持約諾書及び機密情報取扱者一覧の提出があった場合に限り手交する。